

防災行政無線を市民全員が確認できるよう 情報伝達ツールを拡充しました

問 伊奈庁舎防災課 (内線2502)

詳しくはお問い合わせください！

今までの情報伝達ツール

「防災行政無線」

「登録制メール」

「防災行政無線テレホンサービス」

拡充



防災アプリ「つくばみらい防災」

防災アプリは、市からのお知らせや防災行政無線放送、最新の気象情報などを受信できます。

防災アプリは、QRコードからダウンロードできます。



iPhone 用



Android 用



スマートスピーカー

ご自宅のスマートスピーカー（アレクサ、グーグルホーム）へ接続することで、最新の放送内容を確認できます。



電話配信

携帯電話をお持ちでない世帯を対象に、市に届けを出したご自宅の電話番号に防災行政無線の放送内容を配信します。

※システム上、登録できる世帯数に限りがあります。



FAX配信

聴覚に障がいのある方を対象に、市に届けを出したご自宅のFAXに、防災行政無線の放送内容を配信します。

※システム上、登録できる世帯数に限りがあります。



コロナ支援

問 谷和原庁舎産業経済課

事業者之国から一時支援金を支給

(内線3102)

【お問い合わせ】

一時支援金事務局 相談窓口

☎ 0120・211・240

※午前8時30分～午後7時（土、日、祝日含む全日対応）

今年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業などの皆さんに、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）が国から給付されます。

申請方法などにつきましては、次の

お問合せ先にご相談ください。

▼給付額Ⅱ中小法人 60万円（上限）

個人事業主 30万円（上限）



コロナ支援

問 谷和原庁舎産業経済課

事業者之国から一時金を支給

(内線3102)

県独自の緊急事態宣言により、売上が大きく減少した事業者に対して、県より一時金が支給されます。

▼支給対象Ⅱ次のいずれかに該当する、県内に本店または主たる事業所を置く中小企業および個人事業者

①営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取引がある事業者

②外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者

※営業時間短縮要請を受けた飲食店は対象外です。

▼主要要件Ⅱ1月または2月の売上げが対前年同月比（または対前々年同月比）で50%以上減少していること

▼支給額Ⅱ1事業者あたり一律20万円（1回限り）

▼申請期限Ⅱ5月31日（月）

図茨城県事業者支援一時金相談窓口

☎ 029・301・5558（平日午前9時～午後5時）

